事前評価シート

担	当	課	農村計画課
担	当	名	計画調整担当
作员	贞年 月	日	平成28年7月5日

事業名	3 湛:	水防除事業						
箇 所 名	3 正	蓮寺地区					市町村名	宮崎市
		補助 🗆	交付金		県単			
事業	量 全	è体事業費	国	費	県	費	その他	一般財源
(百万円)	1,237		618		452	167	452
事業期間	9	事業着手	目標完	成年度				
争 未 朔 F	⊒l Z	P成29年度	平成3	84年度				
					_		•	
総合長期計	画上	の位置付け		■ 有	口無			
		Сй	産業づく	J				
細項目名	3 🗌		2 魅力	ある農村	木水産業	が展開	される社会	
			(1)	農業の	成長産	業化への	が戦	

全体計画

受益面積 A=91.0ha

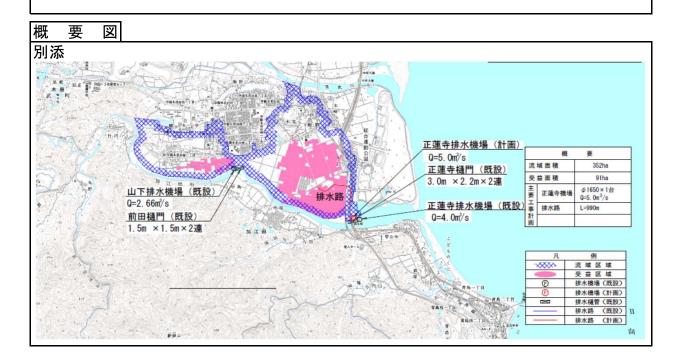
- •排水路工 L=990.0m

事業目的

本地区の排水は、幹線排水路を流下して、正蓮寺排水樋門及び排水機場により加江田川に排水されている。

近年、ハウス等の施設利用型農業の普及が顕著になるとともに、住宅地の造成など、流域の開発が進行している。また、大雨時には、排水河川である加江田川の河床上昇により河川水位が上昇するため、地区内の自然排水が阻害されるとともに、地区内の流域開発に伴う流出率の増加により流出量が増加し、湛水位の上昇と湛水面積および湛水継続時間が増大している。

このため、低位部では毎年降雨時に湛水被害が発生していることから排水機場の整備及び排水路改修を行うものである。



事 前 評 価 シ ー ト

事 業 名	湛水防除事業
箇 所 名	正蓮寺地区

(1) 事業の重要度に関する評価

評価の視点	評価項目	審 査 項 目	判断基準	配点	評価点
		〇各種計画への位置付けに関する事項	別表1)参照	6	6
		・宮崎県の農業・農村振興長期計画での位置付けの有無		2	2
	①上位計画との関連 性に関する事項	・市町村の農業振興地域整備計画等の各種計画での位置		2	2
	性に関する事項	付けの有無			
		・事業管理計画での位置付けの有無		2	2
成立性		の仏事業との明洁様に明土で事情	回書の〉参照	4	
	の出す業しの即使性	〇他事業との関連性に関する事項 ・他事業との関連性の有無	別表2)参照	2	4 2
	②他事業との関連性 に関する事項	・関係機関(河川、道路、文化財)と協議、調整		2	2
	小計			10	10
		〇災害発生の危険度(緊急性)に関する事項	別表3)参照	25	15
		・湛水時間の増加状況		10	10
		・湛水面積の増加率		10	0
		・応急排水の状況(施設整備工事の場合)		5	5
		応急排水の状況(施設改修工事の場合)			
	 ③事業による効果に	〇災害発生時の影響に関する事項	別表4)参照	25	19
	関する事項	・想定被害区域内の人家戸数		5	5
		・想定被害区域内の公共施設の有無		4	0
		・想定被害区域内の重要交通網等の有無		4	2
		・想定被害区域内の農地の規模		4	4
必要性 有効性		・想定被害区域内の農業用施設の有無		4	4
17211		・想定被害区域内の被害額の規模		4	4
		○施設の維持管理体制に関する事項	別表5)参照	10	10
	④施設の維持管理体	・施設の予定管理者	///14 0 / 12 Mi	10	10
	制に関する事項	100077721111			
		〇環境との調和への配慮に関する事項	別表6)参照	10	10
		・田園環境整備マスタープランとの整合性		2	2
	⑤環境への影響に関 する事項	・環境に係る情報協議会等		2	2
		・自然環境への配慮・保全		6	6
	小 計			70	54
		〇地元の合意形成に関する事項	別表7)参照	20	20 5
		・受益者の意向		5	5
実行性	⑥地元の合意形成に 関する事項	・地元推進体制の整備		5 5	5
지내ス		・営農推進体制の整備 ・住民参加による計画策定		5 5	5
		- 「「「「「」」」」 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」		<u> </u>	J
	小計			20	20
合	計			100	84

(2) 事業効率に関する評価

評価項目	評価結果
費用対効果(B/C)	1. 10

(3)総合評価

評価項目	による判定結果	判 定 結 果
重要度ランク	I	優先的に整備を実施する箇所
事業効率	B/C≧1. 0	変元的に企場を大心する回り

港水防除事業の判断基準(No.1) 1)各権計画への位置付けに関する事項(別表1)

	2 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画	第11次宮崎市農林水産業振興基本計画(H24年3月)	平成28年度 農業農村整備事業管理 計画
評価点		Ω	2
配点	2	2	2
惟計画へV/VL直付りに対する事項(別女1) 審査項目	・宮崎県の農業・農村振興長期計画での位置付けの有無 2 有り 無し	・市町村の農業振興地域整備計画等の各種計画での位置付けの有無 2 有り 無し	・事業管理計画での位置付けの有無(5カ年計画) 2 有り 無し

2)他事業との関連性に関する事項(別表9)

評価点理由	農業用河川工作物等応急対策事業 (正蓮寺地区)	宫崎土木事務所(河川·都市公園) H27.2.192]R九州 宫崎総合鉄道事業部 H28.1.19国交省宫崎河川国道事務所 H28.1.22
評価点	2	
配点	2	2 1 0
他事業との阅建性に割する事項(別衣2) 判断基準	・他事業との関連性の有無 有り 無じ	・関係機関(河川・道路・文化財)との協議、調整 実施済 実施中 大船議

3) 災害発生の危険度 (緊急性) に関する事項 (別表3)

度(緊急性)に関する事項(別表3)	ŀ	
審査項目	頁 評価点	評価点理由
・湛水時間の増加状況		
	-	中開代 36 開 4 本 10 1
	-	/ 位生/Jンド寸 月Jひ.ら11-4目/JH
上記以外	0	
・港水面積の増加率		
	10	山東%8 9影里不其つ
	9	(四/1/四/1/頁)
10%未補	0	
・応急排水の状況(施設整備工事の場合)		田女、ジャジ語の一人、ジャジンは一世
: 事例があり :	2	- 光仕4m3/20/パノノを改画しているが、他日里7 (台挿11/2 Fの井水浴11/2 / 小子の (大学) (大学) (大学) (大学)
	0	・//目がHによりからがんだって、シルンよく かいじ こめごめ。
・応急排水の状況 (施設改修工事の場合)		
機能低下により応急対策の可能性がかなり高い	2	
:事例がなし :	0	

港水防除事業の判断基準 (No.2) 4) 災害発生時の影響に関する事項 (別表4)

을(리원 9 이隶·년 (개조4 <i>)</i>			
審査項目 料 断 基 準	配点	評価点	評価点理由
・想定被害区域内の人家戸数			
10月以上	೧	生なり	
5月以上~10月末満	3	() ()	· 7 数11 7
上記以外	0		
・想定被害区域内の公共施設の有無			
学校や病院などの重要な公共施設がある	4		
その他の公共施設がある	2)	
上記以外	0		
・・相定被害区域内の重要交通網等の有無			
(4	G	界, 一里,是一里,是一里,是一里,是一里,是一里,是一里,是一里,是一里,是一里,是
	2	1	
	0		
・想定被害区域内の農地の規模			
:20ha以上	4	<u>/</u> 相	相完地宝石锤 190 55。
$10 ext{ha} \sim 20 ext{ha}$	2	# #	- 1次
10ha未滿	0		
・想定被害区域内の農業用施設の有無			
	4	<u>4</u> لإ	4 ビニールハウス(花類、トマト、マンゴー)
	0		
・想定被害区域内の被害額の規模			
5億円以上	4	<u>/</u> 相	/ / 相完被実務 E/O 107千田
1~5億円未満	2	# #	17次百4岁 202,131 []
1億円未満	0		

5) 施設

	_		
	評価点理由 評価点理由	宮崎市南部土地改良区で管理を行い、住民参加型の多面的支払交付金活動(宮崎市南部芙の 葬の会地域農地・水・環境保全管理協定運営委	員会)において施設管理計画がある。
	評価点	1	
	配点	10 8 6	4
設の維持管理体制に関する事項(別表5)	<u>審査項目 </u>	者 定管理者が決定しており、地域住民 定管理者が決定しており、施設管理 定管理者が決定している。	現在協議中であるが、予定管理者が決定できる見込みである。 上記以外

港水防除事業の判断基準(No.3) 6)環境との調和への配慮に関する事項(別表6)

審査項目 一一一一一一一一一一一一一 一	配点	評価点	評価点理由
・田園環境整備マスタープランとの整合性 注1)			
有り	2	2	2 宮崎市田園環境整備マスタープラン
(単)	0		
・環境にかかる情報協議会等 注 2)			
情報協議会等が開催され、環境との調和に配慮した整備方針がある。	2	2	2 平成27年2月13日実施済
	0		
・自然環境への配慮・保全【加算方式】		9	
生態系や希少動植物への保全計画がある。	2	2	県営士地 改良事業計 画書
	,		
緑化や景観への配慮が計画されている。	T	I	法面縁化
	F		
間伐材、再生材の活用が計画されている。	T	Ţ	基礎材として再生材を使用
建設副産物発生の抑制、再利用等の取り組みが計画されている。 注3)		1	>、発生士
その他(騒音・振動・水質汚濁等の低減への配慮)が計画されている。	П	1	排ガス対策型建設機械の使用、濁水対策
注1)田園環境整備マスタープランとは、環境との調和に配慮した適切な環境配慮対策を実施するために必要な、地域の環	必要な、地域	(の環	
注2)環境に係る情報協議会とは、環境との調和への客観性・透明性の確保や事業の円滑な推進のため環境に係る意見交	環境に係る 意	見交	
注3)建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含む。			
7) 地元の合意形成に関する事項 (別表7)			
	1	1 1	十 程工 上 捐

B.元少子,長.が k.c. 美.g. うつ事・貝 (別文 /)		
審査項目	配点	評価点 評価点理由
・受益者の意向 注4) 受益者全員が事業実施に了解している。 95%以上が事業実施に了解している。 90%以上が事業実施に了解している。 上記以外	0	 平成27年2月5日に説明会を行い、地元の同意 を得ている。
・地元推進体制の整備[加算方式]	5	2
受益農家に対し、事業計画の内容、負担金等の説明会を開催している。 事業推進協議会等が設立されている文は、土地改良区の総会・総代会において事業 推進に関する決議が得られている。	2 2	2 地元説明会(H27.2.5)にて説明 木花地区環境整備促進協議会が設立されてい 2 る
関係市町村の事業推進体制が整っている。	П	1 宮崎市のH25年度事業評価により県営事業実施での市長了解済み
・ 営農推進体制の整備 普及センター等を含めた営農推進体制が整っている。 第 及 センカー等を含めた営農推進体制が整っている。 第 五 エンカー	5	 農協を含む作成チームにより、人農地プラン 5 ※等 完まわ アルス
貴 及 アンター寺 全百 の 万 乌 房 推 連 体制 な計 閆 廿 でめる。 上記 以 外	0	N-MARCAULY 30.
・住民参加による計画策定		
ワークショップ等による検討がされており、住民が計画策定に関与している。	5	木花地区環境整備促進協議会(自治会·PTA含
地域住民のアンケート調査等が実施され計画策定がなされている。	3	5 む)が設立されており、総会の中で協議を行って
受益者以外の地区住民への説明がなされている。	$\overline{}$	°Ç\ <u>^</u>
上記以外	0	
学 / 周末地で地方保護さ アンケ 一角で Fn 周末サージ 中 / 海光 47 で1 十 Z		